

野洲駅南口周辺整備基本計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名称

野洲駅南口周辺整備基本計画策定業務

(2) 業務目的

別紙「野洲駅南口周辺整備基本計画策定業務 仕様書」に記載のとおり

(3) 業務内容

別紙「野洲駅南口周辺整備基本計画策定業務 仕様書」に記載のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2. 提案上限額

49,275,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3. プロポーザルの型式

本業務は、公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

4. プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、野洲駅南口周辺整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に定める選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が行うものとする。

5. スケジュール

内容	日程
公告(公募開始)	令和8年4月8日(水)
質問受付期限	令和8年4月20日(月) 正午まで
質問回答日	令和8年4月22日(水) 午後5時まで
参加申込・提案書提出期限	令和8年5月11日(月) 午後5時まで
第1次審査(書類審査)結果通知	令和8年5月13日(水)
プレゼンテーション審査 ^{※1}	令和8年5月18日(月)
第2次審査(プレゼンテーション審査)結果通知 ^{※1}	令和8年5月21日(木)
契約締結 ^{※1}	令和8年5月29日(金)

※1 参加者数により日程が変更となる可能性があります。

6. 参加資格要件

(1) 参加者の構成

単体あるいは複数の企業の共同企業体(以下「JV」という。)とする。JV で参加の場合は、以下の点に留意すること。

- ① 参加にあたり代表構成員、その他構成員を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。

② 参加者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得て変更することができる。

③ 参加者は他の参加者の代表構成員、その他構成員となることはできない。

(2) 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件を満たしていること(JV^{※2}の場合は、グループの各構成員含む。)。又、参加者の事業拠点及び野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿並びに野洲市物品供給、役務提供業者一覧表への登載は問わないものとする。

参加資格要件		要件詳細
①	業務実績	令和3年度以降 ^{※3} に元請(JVの構成員としても可)として受注、完了した次に掲げる(ア)、(イ)の業務実績を有すること。 (ア) 市街地開発(再開発含む)事業の計画検討業務の実績 ^{※4} (イ) アリーナ整備における支援を行った実績
②	配置予定技術者	管理技術者と担当技術者を次に掲げる項目を満たした者を本業務に配置できること。なお、他業務との兼務を可とするが、管理技術者と担当技術者の兼務は不可とする。JVでの参加の場合、管理技術者は代表構成員から選定すること。 (ア) 上記①に記載の(ア)、(イ)に関与した実績を有する(どちらか一方でも可とするが管理技術者と担当技術者の実績が重複している場合は、本業務における実施体制内の別担当者にて、他の実績を補うものとする。) (イ) 一級建築士又は技術士(総合技術監理部門 選択科目:建設-都市及び地方計画)、技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画)のいずれかの資格を有するもの
③	入札参加資格	(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (イ) 国税、地方税を滞納していない者であること。(過去を含めて税に未納がないこと。)
④	入札参加停止措置	当プロポーザルの公募開始日から契約締結日まで野洲市建設工事等入札参加停止基準(平成20年野洲市告示第88号)、又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準(平成16年野洲市訓令第33号)に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤	経営の安定性	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
⑥	契約の相手方として	野洲市暴力団排除条例(平成23年野洲市条例第22号)第6

	の適格性	<p>条の規定により、次の(ア)から(カ)の要件に該当する者でないこと。</p> <p>(ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者</p> <p>(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者</p> <p>(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者</p> <p>(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</p> <p>(カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者</p>
⑦	その他	公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

※2 JV を結成して提案する場合は、次の要件を満たしていること。

- ① 自主的に結成された JV であること
- ② 代表構成員は、上記表内の①から⑦に掲げる要件をすべて満たしていること
- ③ 代表構成員以外の構成員は、上記表内の③から⑦に掲げる要件をすべて満たしていること
- ④ いずれの構成員も、単体企業又は他の JV の代表構成員として本プロポーザルに参加していないこと
- ⑤ いずれの構成員も、本プロポーザルに参加する他の JV の構成員又は協力事業所を兼ねていないこと

※3 受注実績については、令和3年4月1日から本プロポーザル公告日までに契約締結をした業務を対象とする。

※4 計画検討業務には、「野洲駅南口周辺整備基本計画策定業務 仕様書-第2章 業務内容-18.業務内容」に記載の(1)～(5)についての実績を求めるものとする。なお、当実績については、同一の契約でなくとも可とする。

(3) 参加資格の取り消し

単体の事業者又は JV の構成員が、参加資格審査結果の通知日から契約締結日までの期間において、参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として参加資格を取り消すものとする。

(4) 失格事項

参加者が本業務に関して、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 選定委員会の委員に対して、直接及び間接を問わず意図的に接触を求めること
- ② 市職員に対して、実施要領に定める以外の方法において接触を求めること
- ③ 他の参加者と、企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ④ 他の参加者に対して、企画提案の内容を意図的に開示すること
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑥ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があったと市が認めたとき

7. 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8. 質問・回答

(1) 提出方法

質問書(様式1)により、この要領に記載している電子メールアドレス宛に提出するものとする。電話での質問には応じないこととする。

(2) 提出期限

令和8年4月 20 日(月)正午まで

(3) 回答方法

質問内容を含めて本市のホームページで公表する。公表に当たっては、質問者を伏せた上で令和8年4月 22 日(水)午後5時までに回答を掲載する予定である。

9. 参加申込

(1) 提出書類

参加希望者は、次に掲げる書類を期間内に提出すること。なお、提出書類に対する市の問い合わせを受けた場合は、速やかに回答すること。

書類名		様式	備考(添付書類等)	提出部数
①	参加申込書	様式 2-1 様式2-2	参加者の構成(単体又は JV)により様式が異なります。	1部
②	企画提案書	任意様式	以下「10.企画提案書の作成」を確認のうえ、作成すること。	正本1部(押印要) 副本7部(押印不要)

③	価格見積書	任意様式	見積金額の明細を記載し、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。	1部(押印要)
④	業務受注実績調書	様式3	業務実績を証する契約書等の写し	1部
⑤	業務実施体制	様式4	—	1部
⑥	担当者従事業務実績	様式5	—	1部
⑦	会社概要書	任意様式	会社の規模や業務内容等について記載していること。会社概要を紹介するパンフレット等でも可とする。	8部
⑧	協定書	様式6	JVでの参加の場合は提出してください。	1部
⑨	委任状	様式7	JVでの参加の場合は提出してください。	1部
⑩	履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本) ^{※5}	—	—	1部
⑪	国税(法人税及び消費税)、地方税の納税証明書 ^{※5}	—	過去を含めて税に未納がないことが確認できるもの。	1部
⑫	誓約書 ^{※5}	—	野洲市暴力団排除条例関連、署名又は記名押印(代表者印)をすること。	1部
⑬	会社役員名簿 ^{※5}	—	野洲市暴力団排除条例関連	1部

※5 野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿または野洲市物品供給、役務提供者一覧表に登載された者は、⑩から⑬の書類を省略することができる。

(2) 提出の期間

令和8年5月11日 午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記の提出期間終了までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「17.提出・問い合わせ先」に記載の場所まで提出すること。

(5) 提出書類の取扱い

- ① 提出された全ての書類は、返却しない。
- ② 提出期間内の差替え及び追加、削除は認めるが、提出期間後は一切認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

10. 企画提案書の作成

参加者は、本業務を実施するにあたり最適な方策を企画提案書により提案するものとする。なお、企画提案は1者について1件として、以下の(1)及び(2)を遵守し作成すること。

(1) 趣旨

- ① 仕様書に記載の業務内容の実現に向けて、野洲市の現状等を踏まえて、自社の優位性に基づく業務全体の考え方や業務の進め方、工程、スケジュール等
- ② 本業務の実施にあたり想定される課題及び市のリスクヘッジに必要な着眼点や問題点に対する解決方法等について、事業者及び配置予定の担当者の知見や経験を活かした本市に適した創意工夫のある提案等
- ③ 駅周辺まちづくりの現状、課題や本市の施策等を把握し、業務実績や他自治体の優良事例等を踏まえ具体的な提案等

(2) 提出様式

- ① 任意様式であるが用紙は A4 判、横書き、長辺綴じとすること
- ② 最大5ページ以内とすること(表紙は枚数に含まない)

11. 第1次審査(書類審査)

参加者が5者を超えた場合は、第1次審査として事務局が書類審査を実施し5者を選考する。

(1) 審査方法

企画提案書等提出書類に基づき、事務局が審査をする。なお、採点については、「評価基準一覧表」に基づき行う。

(2) 結果通知

令和8年5月 13 日(水)に参加者全員に参加資格審査結果を電子メールで通知する。なお、審査通過者には、第2次審査の詳細日時等も合わせて通知をする。

12. 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

(1) 実施日

令和8年5月 18 日(月)

(2) 会場

野洲市役所 本館2階 庁議室

(3) プレゼンテーション

- ① 時間等の詳細は、1次審査で選定された参加者に結果通知とともに連絡する。

- ② プレゼンテーションの時間は1提案事業者あたり 50 分以内(準備5分、提案書説明 20 分、質疑応答 20 分、後片付け5分)とする。
- ③ 説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。
- ④ 企画提案書の補足等を目的とした追加資料の配布は可とするが、企画提案書の内容と矛盾せず、逸脱しないこと。また、追加資料の提出にあたっては、プレゼンテーション実施日の前日までに事務局の承諾を得ること。
- ⑤ 出席者は1提案事業者あたり5名以内とし、内1名は、受託した場合における管理技術者であること。
- ⑥ プレゼンテーションに使用する備品として、プロジェクター、スクリーン、マイクについては、市において準備をする。その他必要な機器については、提案者で用意すること。(プロジェクター、スクリーンを持ち込むことも可能)
- ⑦ 市は、プレゼンテーションの内容を録画又は録音することができるものとする。
- ⑧ プレゼンテーション審査は原則非公開で行う。(各提案事業者が保有する特別なノウハウ等が含まれることが想定され、各提案事業者の競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるため。また、審査委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。)

(4) 審査における留意事項

- (ア) 審査は、審査委員会において、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション並びに質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。
- (イ) 「評価基準」及び「評価基準一覧表」に基づき、各審査委員が採点を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。
- (ウ) 参加者が1者の場合であっても、審査委員会は審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その参加者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が6割に達していないと判断された場合においてはこの限りではない。

(5) 結果通知

審査委員会で審査した提案事業者宛てに審査結果通知書を送付する。なお、通知日は、令和8年5月 21 日(木)を予定している。

13. 契約候補者等の選定

- (1) 選定委員会は、採点基準表に基づき企画提案書等を審査し、点数順に順位を決定のうえ、契約候補者及び次点者を選定する。
- (2) 点数が同じ場合は、委員の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。
- (3) 評価点の合計が満点の6割未満の場合は、契約候補者には選定しないものとする。

14. 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定

市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって、契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認し、追加するものではない。

(2) 契約金額

契約金額は、原則として、参加申込時に提出した見積価格を超えないこととする。ただし、協議の結果、仕様に追加等があったん場合は、この限りではない。

(3) 契約書

契約書は市が用意したものを使用するが協議のうえ、決定するものとする。

(4) 契約保証金

契約保証金は不要とする。

15. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例(平成16年野洲市条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、受託候補者決定後の開示とする。

16. その他留意事項

- (1) やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止又は中止、取り消しをする場合がある。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。本プロポーザルが中止又は取り消しとなった場合においても準備等に要した一切の費用について市に請求することはできない。
- (4) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、「17.提出・問い合わせ先」に提出すること。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 参加申込時に提案した配置予定技術者は、原則変更は認めないものとする。
- (8) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 本実施要領等に定めのない事項が発生した場合、競争性や公正性を考慮したうえ、適宜市が判断する。

17. 提出・問い合わせ先

当実施要領等に関する書類の提出や問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地1

野洲市役所 政策調整部 やす未来創造課

電話番号 077-587-7001 メール miraisouzou@city.yasu.lg.jp

担当:杉田

以 上